

四日市市立隣保館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第56号

四日市市立隣保館条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市立隣保館条例施行規則（昭和48年四日市市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収)</p> <p>第6条 隣保館を隣保事業以外の目的で使用するときは、次に定める金額を徴収する。</p> <p>集会室</p> <p>午前9時から正午まで <u>330円</u></p> <p>午後1時から午後5時まで <u>550円</u></p> <p>午後5時30分から午後9時まで <u>770円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第6条 隣保館を隣保事業以外の目的で使用するときは、次に定める金額を徴収する。</p> <p>集会室</p> <p>午前9時から正午まで <u>320円</u></p> <p>午後1時から午後5時まで <u>540円</u></p> <p>午後5時30分から午後9時まで <u>760円</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市立隣保館条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後に納付する費用から適用し、同日前に納付する費用については、なお従前の例による。

(総務部人権センター)